

JU 福井オートオークション規約

JU 福井オークション規約

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	会員登録
第 3 章	会員の権利義務
第 4 章	車輛／出品・落札
第 5 章	取 引
第 6 章	代金決済
第 7 章	書類規定
第 8 章	紛争の仲裁クレーム規約
第 9 章	手数料細則
第 10 章	搬入搬出規定
第 11 章	車輛検査

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は福井県中古自動車販売商工組合（以下 JU 福井と云う）が、開催するオートオークションを公正かつ円滑に合理的な価格体系の下、売手、買手間の商品中古車取引仲介を行うことにより中古車流通の促進を計り、自動車販売業界の発展に寄与することを目的とする。

第2条（名称）

JU 福井が行うオートオークションを JU 福井 AA と称する。

第3条（所在）

JU 福井オートオークションの開催地は福井市南山町28-1とする。

JU 福井オートオークションの事務局は福井市西谷1丁目1401番地に置く。

第4条（会員登録）

JU 福井は、オートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し、会員登録されたものはオートオークションに参加できる。

第5条（オークション方法 JU共有セリ機システム）

機械競りにて競りを行い、最高値をつけた者に落札が決定する。

第6条（データ所有権）

JU 福井が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用权は JU 福井専属的に帰属するものであり、また第三者が JU 福井に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

第7条（情報の開示）

JU 福井は中古自動車流通促進の為、JU 福井におけるオークションデータを利用し開示・情報提供することができる。会員は、JU 福井が行うデータの利用に関して同意することとする。

第8条（決済）

JU 福井は、車両代及びその他に発生する代金については、JU 福井の定める期間内に支払うものとする。

第9条（契約解除・参加登録解除）

会員登録されたもので JU 福井の会員としてふさわしくないと判断した場合、JU 福井は会員の参加登録を解除することができる。

第10条（秘密保持）

会員は、JU 福井に関連・付随して知り得た JU 福井の技術上・営業上秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する事柄を、一般顧客を含む第三者に対して開示または漏らしてはならない。

第11条（運営上の免責）

JU 福井オートオークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営が出来ない場合には、これによる損害については、JU 福井はその賠償責任を負わないものとする。

第12条（天災等による車輛損害）

JU 福井に搬入された車輛について天災（地震・台風・水害・ひょう害・その他天変地異による被害）及び、その他 JU 福井の責に帰することのできない事由によって車輛に損害が生じた場合には、JU 福井は損害賠償の責任を負わないものとする。

第13条（紛争の仲裁）

JU 福井はオークション運営に関連して発生した会員間の紛争について和解を勧告することができる。オークション取引上の紛争について、JU 福井は、出品店或いは落札店に対して、本規約に基づき公平な立場で和解を勧告し、もしくはその都度、紛争当事者に JU 福井裁定委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。会員は、JU 福井裁定委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

第14条（施行）

この規約は、平成28年6月1日より施行します

第2章 会員登録

第 1 条（参加資格）

JU 福井が開催するオークションに参加することができる資格は、古物許可証取得者でなおかつ常設展示場又は、整備工場を有し、このオークション規約を遵守することのほか、以下の資格を必要とする。

- ①JU 福井会員
- ②JU 中販連オークションメンバー取得者
- ③日本自動車販売協会連合会に登録されているディーラー業者
- ④JU 福井より参加承認を得た者

第 2 条（JU 福井オークション会員登録）

福井県外に営業所在地がある者で、営業所在地のJU商組に所属していない者

第 3 条（オークションメンバーカード（行商許可証）登録）

JU 福井はオークション会員登録契約した会員に対しオークションメンバーカード（行商許可証）を交付する。

会員はJU 福井 AA に参加する場合はオークションメンバーカードを携帯しなければならない。※2年更新

第 4 条（JU 福井オークション特別会員登録）

JU 福井オークション特別会員登録した者は、JU 福井に対し下記のとおり登録入会金を支払う。

- | | |
|----------------------|----------|
| ① JU 福井オークション特別会員入会金 | 20,000 円 |
| ② JU 福井特別会員年会費 | 10,000 円 |
- ※毎年1月に請求

第 5 条（任意の脱会）

会員が任意に会員登録規約解除し脱会する場合は、JU 福井に対し債務等がある場合、精算完了後、会員証を返却し契約解除し脱会できるものとする。

第 6 条（強制解約）

JU 福井は会員に下記の事由があるときは予め勧告することなく、当該会員のJU 福井への登録参加を強制解除することができる。

- ① 会員が本規約に定められた義務を遵守せず、またはJU 福井に対する債務の履行を怠った場合
- ② 会員が所定の期限までに買受け車両代金を支払わない場合。
- ③ 会員が買受車両の支払を再三に渡って延滞した場合。
- ④ 会員が銀行取引停止処分を受けた場合。

- ⑤ 差押・民事再生手続き開始・会社整理・会社更正・特別清算等の法的破綻処理の申し立てを受け、または自ら申し立てを行った場合。
- ⑥ 会員が **JU** 中販連オークションメンバーでなくなった場合。
- ⑦ 会員の連帯保証人がその地位を辞任した場合。
- ⑧ 社会的に信用を損なう行為があったとき。
- ⑨ **JU** 福井に著しい損害行為、名誉毀損等があった時。
- ⑩ 理事会または **JU** 福井流通委員会が該当会員との契約解除を **JU** 福井に勧告した場合。

第3章 会員の権利義務

第1条（会員の権利）

会員は、JU 福井が運営するオークションやその他の附随する流通サービスに車輛を出品し落札することができる。但し、その他の流通サービス及び提携するオークションへの参加は別に規約をもって定めるものとする。

第2条（会員の義務）

会員は、本規約並びに付随する諸規約を遵守しなければならない。

会員はオークションへの参加に際して、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

第3条（会員権利の制限）

- ① JU 福井は参加する会員に対して取引条件及び取引における与信限度額を設定することができる。
- ② 会員が出品し違法行為等が介在する車輛及び移転書類を取り扱った場合、JU 福井の判断により会員権利を制限することができる。

第4条（禁止行為）

会員は、下記に定める行為をしてはならない

- ① 出品車輛をオークションによらず談合によって売買する行為。
- ② 出品車輛を出品店自らが競り上げる行為、及びそれに類似する行為。
- ③ 事務局・調整室・商談コーナーに許可なく立ち入る行為。
- ④ JU 福井職員及びその他スタッフに対し暴言を吐く行為、及びそれに類似する行為
- ⑤ 落札車輛の名義人に許可なく連絡する行為。
- ⑥ その他、この規約に違反する行為。

第5条（罰則）

会員が、本規約その他 JU 福井が定める規則に違反した場合、JU 福井は当該会員に対して下記罰則を課することができる。

- ① オークション参加制限
入場停止処分・取引制限等
- ② 強制退会
- ③ ペナルティーの支払い

第4章 車輛／出品・落札

第 1 条（出品店の申告義務）

会員は、車輛を出品するに際して、エンドユーザーの立場に立って車輛整備を線密に行い、その仕様・品質・瑕疵箇所を誠実に申告しなければならない。

第 2 条（出品申込み）

車輛出品申込みは、出品申込用紙に所定事項を正確かつ誠実に記入申告し、誤記入や洩れ等がないよう記入を行うものとする。

虚偽の記載や申告漏れ誤記入等によって発生する問題の全ての責任は出品店が負うものとする。

第 3 条（出品車輛条件及び品質評価基準）

出品車輛は、下記基準に適合したものでなければならない。

- ①走行に支障なく安全走行ができる車輛であること。
- ②エンジン始動ができるバッテリーを有していること。
- ③燃料に10リットル以上の残量があること。
- ④車輛の室内外が検査・下見に支障がない状態に清掃してあること。
- ⑤スペアタイヤ・ジャッキ・工具を付属していること。
- ⑥遺失車輛・法的問題車輛（盗難車・差押車・抵当権設定車・偽造車輛）等ではなく、完全な所有権移転が可能である譲渡書類完備した車輛であること。
- ⑦その他の理由で、JU 福井が出品拒否をしない車輛であること。
- ⑧オークション開催日より、10日以内に移転登録書類一式がJU 福井に決済できる車輛であること。

出品車輛の品質評価基準は、JU 中販連（日本中古自動車販売商工組合連合会）検査基準によるものとする。オークション検査とは、出品車輛を客観的な立場で品質評価の補完をするものであり、主催商組又は検査員が品質保証するものではない。現車を充分確認の上、セリに参加して下さい。尚、条件及び細則基準は別に定めることとする。

第 4 条（出品車輛走行距離）

メーターに疑義の根拠及び指定走行kmがわからない時は記入欄に『#』を記入、疑義の根拠及び推定走行kmもしくは、メーター交換した時点での走行kmが証明できるときは『\$』を記入、過去の記録簿、走行メーター管理システム等によって巻き戻されていることが確認できる車両は『*』を走行距離欄の横に明記して下さい。

第 5 条（出品車輛搬入）

出品車輛の搬入は下記に定めるものとする。

- ① 搬入期間は別に定める搬入搬出規定によるものとする。
- ② 出品店は、正確に記入した出品申込書を出品車輛のダッシュボードの上のせ
JU福井の指定する搬入場所に駐車すること。
- ③ 車輛搬入後の出品取消は、原則として認めないこととする。但し、特別な事情に
より出品を取消す場合でも出品料は徴収する。なお、それぞれの搬入時間は季節、
時期等を考慮した上で変更することがある。

第 6 条（出品・落札車輛の搬出）

- ① 搬出期限は別に定める搬入搬出規定によるものとします。
- ② JU福井が認めた搬出許可手続きを終えた車輛に限り搬出できる。
- ③ 搬出車輛の燃料切れによる燃料補給は、搬入者の負担とする。

第 7 条（車輛の保管義務）

- ①JU福井は、出品された車輛及び落札車輛を、本規約に定める範囲内で善良な管
理者の注意をもって保管するものとする。
- ②出品車輛及び落札車輛をJU福井が保管中に自然災害によって損害を被った場合、
JU福井は損害賠償の責任を負わないものとする。

第 8 条（長期残留車及び放置車両の罰則と強制処分について）

- ①流札車輛、落札車輛に関わらずオークション開催後何も連絡も無く5日以上放置
し、会場より搬出しない場合は1日当たり1台3,000円の延滞駐車料金を徴収する。

第5章 取引

第 1 条（参加資格）

オークションへの参加は、JU 福井オークション規約を理解習熟していることを条件とする。

第 2 条（出品店遵守事項）

- ① 競り順に従い出品店は自己出品車輛が競り上げの4～5台くらい前までに価格調整室に必ず出向くこと。
- ② 出品店は競り上げ状況を確認し、価格調整人（オークショニア）に対し明確な意思表示をしなければならない。
- ③ 出品店は自らの出品した車輛の出品申込書、又は出品車リスト等の誤記入等を発見した場合は、競り開始1時間前までにその旨を事務局へ申し出、誤りを訂正すること。（尚、訂正がされない場合はクレーム処理基準により出品店の責任として処理する場合がある）

第 3 条（落札店遵守事項）

- ① 落札店は事前に出品車輛を十分に下見し、確認したうえでオークションに参加する義務がある。外装内装については一切ノークレーム
- ② 競りは明朗・公正・迅速をモットーとし、最高値をつけた者を落札者とする。
- ③ 前回分の車輛代金が未入金の場合、JU 福井の裁定により参加者の取引を禁止又は制限する場合がある。

第 4 条（売買契約取引の契約解除）

落札車輛の売買当事者双方は、JU 福井オークション終了までに互いに相手に対して、5万円の違約金を支払うことによって、当該車輛の契約を解約することができる。この場合、当該車輛の手数料（出品料、成約料、落札料）は解約申出人がJU 福井に対して支払うものとする。

※再商談落札車輛については適用しないものとする。

第 5 条（出品車の調整及び調整人権限）

- ① 競りはJU 福井専属オークショニアが取り仕切る。
- ② スタート価格・希望価格を出品票に記入すること
- ③ 調整人は状況等により価格の変更をできる権限がある。
- ④ 調整は、調整室において出品店が調整人に申し出て行うものとし、出品店が不在の場合、不在価格の下3万円の権限で売り切り処理をする。希望価格未記入の場合は流札とする。

第 6 条（商 談）

- ① 会員が流札車輛の購入希望する場合は、オークション開催中に商談申込みすることができる
- ② 商談受付は会場後方にある商談コーナーでのみ受け付ける。申込者は指定の手続きを行い、出品店と合意し出品店の了解がとれた時に成約するものとする。
- ③ 商談申込み者は、商談コーナーの指示により円滑に進行するものとする。

第 7 条（機械、設備等の事故）

不測の事故により、競り機械及びオークションのコンピューター等の設備が破損しオークションが運営できない場合は、JU福井の裁定に従うこととします。尚、競り不能によって参加者に取引上の損害があっても、JU福井は損害賠償の責任を有しないものとする。

第 8 条（車輛搬出）

JU 福井の定める搬出規定に従い搬出することとする。

- ① 会員は車輛搬出時に出品票と車輛のチェックを行うこと。搬出後における車輛の損傷・盗難等に関して JU 福井は一切責任を負わない。
- ② 搬出は、JU 福井が定める期間内に行うものとし、期間外についての搬出は認めないものとする。

第 9 条（譲渡書類関係）

- ① 出品店は成約車輛について必要な譲渡書類及び自賠責保険証書を添付し、JU 福井が定める期限内までに JU 福井に提出しなければならない。
- ② 整備手帳はメーカー発行のもので保証書付きのものに限り、保証書に当該ディーラーの証明（販売店印等）があるものを提出するものとする。
- ③ JU 福井は、落札店より入金確認後に譲渡書類を引渡すものとする。
- ④ 落札店は、JU 福井が定める期間内に移転登録又は抹消登録を完了しなければならない。
- ⑤ 落札店は、移転登録及び抹消完了後、速やかに車検証の写しを JU 福井へ提出しなければならない。

第6章 代金決済

第 1 条（落札店の車輦代金決済）

- ① 落札店は、落札車輦の車輦代金・自動車税相当額及び手数料をオークション開催日より7日以内に支払わなければならない。小切手での入金を受付出来ません。
- ② 落札店が JU 福井に対して支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、JU 福井は債務者に対して当該債務を完済するまで落札店に車輦引渡しを拒むことができる。車輦代金を延滞した場合は次回開催の取引は出来ないものとする。
- ③ JU 福井に対して債務が存する場合については、次回オークションでの参加を制限し落札行為はできないものとする。
- ④ 車輦代金等を次回開催や複数回における相殺決済は受付しない。

第 2 条（成約車輦代金等の支払）

- ① 該当オークションでの成約車輦すべての譲渡書類が JU 福井に決済されていること。
- ② 出品車輦の成約車輦代金の支払は、成約車輦の譲渡書類一式を全て完備したものが JU 福井事務局に到着後、各出品料・成約料等の手数料と精算相殺して支払決済を行うものとする。
- ③ 前回開催までに発生している債務が存在する場合、JU 福井は当該成約車輦代金支払時に当該債務と相殺して決済を行うものとする。

第 3 条（罰則規定）

- ① JU 福井へ参加できる会員が JU 福井に対し債務の支払いを怠った場合、オークション開催日より7日間を超えた日より1日毎に1台 3,000 円の延滞ペナルティーを支払うものとする。

第 4 条（書類の完備）

出品店は成約車輦について以下の譲渡書類を完備提出しなければならない。

- ① 全国いずれの陸運支局及び検査登録事務所でも登録可能な書類で、自賠責保険証及び原則として承認請求書の添付を必要とする。
- ② 譲渡書類の有効期限等は別に定める。
- ③ 出品申込票に登録番号が明記されたものは、名義変更扱いとして継続車検に必要な書類を完備するものとします。
- ④ 譲渡書類は差し替え可能な書類を提出するものとする。
- ⑤ 二重移転や相続書類等で差し替え不可能な書類、地域によって必要書類の扱いが異なる可能性のあるものは、全て自社名義にしたものを提出するものとする。
- ⑥ 譲渡書類の授受や問い合わせは全て JU 福井を介して行うものとする。

第 5 条（書類不備）

- ① 第 4 条⑤項における書類の受理は原則として書類不備扱いとする。
- ② ナンバープレートの取り外し忘れで抹消書類が提出されなかった場合は、原則として抹消時点で到着完備とし継続検査が可能でも書類不備扱いとする。

第7章 書類規定

本規定は、JU 福井の移転登録書類、車輛代金の受け払い及び自動車税の処理について定める。

第 1 条 (移転登録書類(車検付き車輛の書類)、抹消登録証明書及び当該車輛の登録ナンバーの取り扱い)

① 移転登録書類の完備条件

- (1) 移転登録書類の有効期限はオークション開催月の翌月末日迄以上のものではなくてはならない。※開催日により翌々月末日となる場合もある。
- (2) 車検残3ヶ月未満の書類は原則として抹消登録証明書(軽自動車は返納確認書)を提出するものとする。
- (3) 全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転可能であること。

② 移転登録書類の不備

第1条・第1項に該当しない移転登録書類は書類不備とし、原則として受付しない。

<ご注意>

- (1) 二重移転書類、及び相続移転書類は各地域によって必要書類が異なる場合がある為受付しない。従って、自社名変の書類として出品するものとする。
- (2) 車検切れの場合、もしくは名義変更期限内に車検が切れる場合でも、登録ナンバーが現車について競りにかけられた場合は、出品店にて継続検査用書類が準備できるものとみなし、移転登録書類に継続検査用書類(車検用納税証明)を添付する。尚、この場合、継続検査用書類が決裁される迄書類不備扱いとする。但し、軽自動車は除く。

③ 登録ナンバープレートについて

■競りが終了した成約車輛の登録ナンバーは、当該車輛の落札店の許可なしでは取り外す事を禁止する。(例：抹消又は自社名変にする為にナンバーを外す場合等)

- ④ 移転登録書類・抹消登録証明書は、オークション開催日(火曜日)の翌日から10日間(翌週の金曜日)以内にJU 福井へ提出するものとする。

第 2 条 (書類決済・移転登録等の提出延滞についての罰則)

- ① 移転登録書類・抹消登録証明書の引き渡しを延滞した場合、落札店に下記損害金を支払わなければならない。(但し、落札店がオークション規約第7章・第1条に違反した場合はこの限りではありません。)
- ② 出品店の移転登録書類・抹消登録証明書決済遅延及び落札店の移転登録遅延の罰則は、出品店が移転登録に必要な書類及び抹消登録証明書の全部及び一部の引渡しを遅延した場合には出品店は次のように損害金を支払わなければならない。

書類提出遅延ペナルティー	
提出期限以降 1 営業日毎に	1 日 1 台 3,000 円加算

■オークション開催日から15日を経過しても書類決済がない場合は、車輛を返品の上、50,000 円の違約金+すべての経費を徴収し、買手の取引に損害を与えた費用も運営委員会の裁定により徴収する。

■移転登録書類・抹消登録証明書について不備不足があった場合、その内容により実費を徴収する場合がある。特に法人名義の自賠責保険譲渡証が JU 福井の請求にも関わらず決済できない場合は、車検残月分の当該保険料の実費を出品店より徴収する。

■移転登録等の書類の有効期限が開催日の翌月末日迄ない場合は以下の処理とする。

<出品申込用紙に>

通常処理

但し、書類有効期限の記入は30日を最短とし、それ以下の場合は記入無効。

<出品申込書に記入がない場合>

落札店の了解を得た上で早期名変手数料1万円を出品店より落札店に支払い処理。

但し、落札店より了解が得られない場合は当該書類の差し替え。

第 3 条（書類確認業務）

- ① 落札店は受領書類の確認義務を負い、不備があった場合は速やかに JU 福井へ申告するものとする。
- ② 落札店により書類不備が発覚した場合、出品店は落札店申告日より7営業日以内に完備しなければならない。7営業日を過ぎても解決できない場合は、8営業日より1日当たり2千円の延滞ペナルティーを落札店へ支払うものとする。

第 4 条（書類差し替え）

- ① 落札店における委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差し替えは JU 福井を仲介し、出品店に規定のペナルティーを支払った上で差し替えを行うものとする。

書類差し替えペナルティー	
有効期限の失効	30,000 円
書き損じ	10,000 円

但し、差し替えの原因が明らかに出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない。（例：捺印のみなされており、正しく記入がされていない書類）場合によっては、出品店に実費を請求する場合がある。

- ② 出品店は依頼を受けた後、その差し替えに日数を要し当該車輛に問題が発生した場合でも免責とする。（但し、出品店責任の場合はこの限りではない。）
- ③ 差し替えは全て JU 福井を仲介するものとし、名義人に直接差し替えを依頼した

場合は、JU 福井運営委員会の裁定によりペナルティーを科すものとする。

第 5 条 (抹消)

① ナンバー付き車輻に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション当日に限り JU 福井事務局にて受付をする。

■車検残が開催月より起算して3ヶ月未満の場合・・・出品店にて抹消

■車検残が開催月より起算して3ヶ月以上の場合・・・落札店負担にて抹消
(自賠償保険は落札店渡し)

② 車検が無く現車に登録ナンバーが付いている場合、もしくはJU 福井が定める名義変更期限迄に車検が切れる成約車輻について、抹消登録をされた場合の自動車税の取り扱いは下記の通りとする。

■オークション開催日当日に事務局に抹消依頼があった場合・・・出品店負担

■オークション開催日当日に抹消依頼が無く、開催日以降に落札店またはJU 福井にて抹消されたもの・・・落札店負担

第 6 条 (自動車税)

当規約は車検付き車輻に適用する。

① 自動車税の税額は全て福井県で定められた税額を基本とする。

② 車検付車輻は、当該年度の自動車税は完納されているものとする。

③ 自動車税は該当車輻が落札の時点で、車輻代金と併せて清算する。

④ 自動車税は、オークション開催月末日までを出品店負担とし、翌月以降より落札店の負担とする。当該車輻を県外へ販売したときの税金還付の処理は落札店自らが行うものとする。

⑤ 落札した車輻が軽自動車の場合は、オークション開催年度内の軽自動車税は出品店負担とする。※軽自動車の場合は年税の為、月数で分割はしません。

⑥ 自動車税の税止めは落札店が責任をもって行うこととする。

⑦ ナンバー付き(継続書類で成約)車輻取引において、落札店は県内外を問わず自動車税未経過に相当する金額(開催月翌月分より)を支払う。(3月年度末は発生しない)

自動車税相当額の後日精算

⑧ 移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、還付書類の添付が無くても、落札店が抹消登録日より一週間以内に車検証等抹消登録を明らかにする書類の写しをJU 福井に提出した場合に限り、出品店は抹消登録月の翌月分から年度内残額相当分を落札店に支払うものとする。

※抹消登録した日より一週間以内に名変コピーが到着したものに限り、それ以降に到着したものは、一切受け付け出来ません。

<ご注意>

●車検付き普通自動車の未経過分自動車税の還付が必要な場合は、県内・県外抹消登録を完了した日から一週間以内に、名義変更結果の写し又は登録証明及び登録手続

き完了通知書を J U 福井事務局まで送付又は F A X して下さい。

●車検付落札車輛について名義変更期限迄に J U 福井事務局迄名変結果を報告する。
未到着の車輛に関しては、全車 J U 福井にて「現在登録証明」をあげる。尚、その費用（2,000 円）は落札店の負担とする。

●FAX でのご連絡の場合、必ず J U 福井に到着の確認をする。万一、送信ミスによる FAX 未到着であり、電話確認が無き場合は、送信なしとみなす場合がある。

(注意) 抹消登録された場合、必ず抹消日より 1 週間以内に名義変更結果をご報告下さい。以降に提出頂いた場合は返金できません。

(名義変更結果提出後に抹消登録された場合も同様とします。)

還付請求権譲渡通知書は出品店で保管管理するものとし、J U 福井では扱わないものとする。

《納税証明書の取扱い》

■ナンバー付きで取引された車輛で、名義変更期限内に車検有効期限が満了する移転登録書類には、継続車検時に必要な納税証明書を添付するものとする。

■同年度内に車検有効期限が満了する場合、落札店からの申出により、車検満了日の前月より納税証明書の請求を受け付けるものとし、出品店は請求日より 10 日以内に J U 福井へ提出しなければならない。尚、10 日を過ぎても提出できない場合には、該当出品店は落札店に延滞ペナルティー10,000 円(以降 7 日毎に 10,000 円)を支払わなければならない。

第 7 条 (名義変更の延滞についての罰則)

落札店が期間内に移転登録を行わなかった場合はペナルティー対象とする。ペナルティーは下記のように定める。

名義変更延滞ペナルティー	
名義変更期限より 1 日～7 日延滞	10,000 円
名義変更期限より 8 日～14 日延滞	20,000 円
以降 7 日毎に	10,000 円加算

但し、名義変更延滞の原因が明らかに出品店の責任である場合は、この限りではない。

(例：書類不備による差し替え等)

第 8 条 (車輛代金決済)

①落札車輛の決済

■決済期限・・・オークション開催日より 7 日以内 (翌週火曜日迄)

■決済方法・・・銀行送金または現金持参が原則。小切手は受付しない。

■遅延ペナルティー・・・1 営業日あたり 1 台 2,000 円

②成約代金

■オークション成約車輛全ての書類が決裁されていること。

■決済されている書類は全て完備であること。

■JU 福井は上記条件を満たしたとき、成約代金を出品店に支払します。尚、支払い以前に JU 福井に残債がある場合は、それを相殺した上で支払います。

第 9 条（保証書後日渡しについて）

保証書とは、メーカー発行新車時の事をいう

【保証書取扱】

各メーカーディーラーが発行している保証書を所有者及び使用者保護の為、ユーザー名欄のみがプライバシーシール貼や塗りつぶしてあるものについては保証書として認めるものとします。（保証継承ページが削除してあり車台番号確認ができないものはこの限りではない。）また、メーカー保証期間を有するものは、メーカー及びディーラーで保証継承が可能な状態であるものを「保証書」とみなします。各コーナーにおける保証書の取扱いも同様とします。

出品店ご留意事項

- ①保証書は必ず成約時に移転登録書類等と同じく JU 福井事務局へ提出下さい。
- ②車内積み込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
- ③万一、書類と別になった場合、JU 福井より問合せ後 1 週間以内に JU 福井事務局迄提出すること。1 週間を経過しても到着しない場合は、保証書紛失とみなし下記に定めるペナルティー又はキャンセルの対象となる。
※紛失もしくは紛失とみなされた場合。

保証期限内※ 1	値引き 5 万円、又はノーペナキャンセル
保証期限以降	値引き 2 万円、又はノーペナキャンセル ※成約金額が 20 万円未満の場合は一律 1 万円の値引き

保証書期限内とは、新車新規登録日より当該車輛のオークション開催月までとする。

落札店ご留意事項

出品申込書に「保証書有」と記載がある車輛を落札された場合、必ず JU 福井より到着した書類に保証書が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかに JU 福井迄請求する。JU 福井の書類発送後 5 日間以降の請求は無効となる。

第 10 条（記録簿）

記録簿とは、2 年点検記録簿（前回車検時のもの）のことをいう。但し、新規登録で未車検の場合は 12 ヶ月点検記録簿とする。（コピー可とする。）

出品店留意事項

- ①記録簿は、必ず成約書類等と一緒に JU 福井事務局へ提出するものとする。
- ②車内積み込みにて紛失の場合は、全て出品店責任とする。
- ③万一、書類と別になった場合、JU 福井より問合せ後 7 日以内に JU 福井事務局まで提出すること。7 日を経過しても到着しない場合は、記録簿紛失とみなしペナルティー対象となる。

記録簿不備及び紛失の場合	ペナルティー10,000円
--------------	---------------

落札店留意事項

- ①出品申込書に「記録簿あり」と記載がある車輛を落札された場合、必ずJU 福井より到着した書類に記録簿が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにJU 福井まで請求する。JU 福井の書類到着日より5日以降の請求は無効とする。
- ②セールスポイントに「記録簿あり」と記載がある場合も同じ扱いとする。

第11条（自動車リサイクル料金）

- ①リサイクル料金の記入があったものについては預託金を精算書にて車輛代と別に落札店に請求させていただきます。出品リストに記入が無くセリが行われた場合は出品店の負担とさせていただきます。後日精算はいたしません。
- ②預託金額に相違が発生した場合は、確認後、次回AAにて再度清算いたします。また、落札店から預託金額相違の申告は書類到着日より5日以内とします。

第12条（落札車輛の違反等）

落札車輛の違反等に関わる行為により出品店に迷惑がかかった場合、ペナルティーは下記の通りとする。

交通違反・違法駐車の場合	迷惑料30,000円
抹消車輛の不法投棄の場合	迷惑料50,000円

第13条（法的問題車輛）

抵当権設定車及び差し押さえ等の事実が後日判明し紛議になった場合、あるいは当該車輛の移転登録書類が偽造された場合もしくは前歴に偽造書類をもって移転登録がなされている場合、この責任は出品店にあるものとし、出品店は全責任をもって（当該費用を含む）当該問題の解決に当り処理を行うものとする。又、第三者によって当該車輛及び移転登録書類等が法的に押収、差し押さえされた場合であっても、その理由の如何を問わず、問題発覚時に速やかに当該車輛の車輛代金、ペナルティー、JU 福井の認める諸経費等をJU 福井に返金支払いするものとする。

第14条（自動車税未納）

- ①車検時に自動車税の未納・滞納があった場合、落札店は納税義務者に代わって滞納金を納付できるものとする。
- ②前項の場合、出品店は落札店に対して滞納金および未納ペナルティー金10,000円を支払うものとする。

第8章 紛争の仲裁クレーム規約

【趣旨】

出品自動車の商品品質について生じる紛争について、売買当事者双方は本章「クレーム規約」に従い、理解をもって紛争を解決するものとする。

第 1 条（クレーム裁定）

- ①JU 福井により売買成立する出品店・落札店の売買契約については、民法・商法の規定に先立ち、本クレーム裁定を定める本規約が第一次的な権利義務関係の基準となり、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものである。
- ②JU 福井は、オークションによる中古車売買についての双方の紛争解決をするためにクレーム裁定を行うものとし、裁定の内容は売買契約の解除・当該部品供給・車輛成約代金の減額及び JU 福井が必要と認めたその他和解方法で解決する。

第 2 条（出品店申告義務）

出品店は出品車輛を出品に際し予め車輛点検し、不具合箇所等は自己申告するものであり、自己申告に欠ける瑕疵箇所等発覚で生じたクレーム及び紛争は、出品店責任に帰するものとする。

第 3 条（落札店の車輛確認義務）

落札者は、落札する場合出品車輛を十分に下見し現状確認を行い、また落札後も十分確認を行い申告期限内にクレーム申し立てを行わなければならない。

第 4 条（クレーム申し立て方法）

- ①落札車輛に対してクレームを申し立てする場合、必ず JU 福井を通して行うものとする。
- ②落札店は、JU 福井が定めたクレーム申し立て期間内に本クレームの趣旨を理解したうえでクレーム申し立てすること。
- ③クレーム申し立ては落札車輛 1 台に対して 1 回の申し立てとする。
但し、別に定める通常クレーム以外の期間を有する場合の申告は除く。
- ④メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとし、保証書継承に伴う費用（点検整備料）は出品店が手数料の負担をしなければならない。

第 5 条（クレーム受付期間）

- ①クレーム申し立ては、オークション開催日を含めて 5 日以内（開催週の土曜日午後 17 時まで）とします。但し、遠離地会員（北海道・九州・沖縄ならびにこれに準ずる地域）については連絡があった場合認めます。
- ②クレーム受付期間延長を申請する場合、JU 福井が認める事項で、天災地域や荒天によって車輛輸送が困難の場合に延長を認める。但し、期間については最小限 1

日ごとの延長とする。その他輸送業者の都合や落札店都合での延長は認めないものとする。

③その他事由により別に期間を定めるもの。

■車検証と車輜との相違：書類発送日より5日以内

■消火器噴霧痕：開催日より30日間

消火器噴霧痕（災害車）を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。

■接合車：開催日より30日以内

接合車を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。

■冠水車と発覚した場合：開催日より90日以内

冠水車を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。

■メーター改竄発覚①：開催日より180日以内

メーター改竄（交換歴）車輜であることを理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。

■メーター改竄発覚②：開催日より30日以内

落札車輜の譲渡書類に付属されている保証書・整備記録簿等で走行距離に異常が確認できる場合や現車に規格外メーターが装備されている場合での発覚は売買契約解除及び代金減額請求するものである。

■盗難車及び遺失車輜・法的問題車輜：無期限

盗難車（車台番号改竄）遺失車輜・法的問題・金銭的に接触する成約車輜が発覚した場合は売買契約解除するものである。

第 6 条（クレーム申告期間）

①落札車輜の色違い・ドア数等、現車確認できると JU 福井が認めたものについては、オークション開催日当日搬出前までの受付とする。容易に取り外しができる標準装備品や外品のパーツについても同様とする。但し、出品店がセールスポイントなどにリスト記入している場合については取り外し可能なもので「事務局預かり・後日送り」の作動不良発覚は、部品発送後5日以内とする。

<注 意>

ナビロム・リモコン等、容易に取り外しが可能な部品で、「事務局預かり・後日送り」等のリスト記入がない場合は全て欠品扱いとします。

②落札車輜の機能機構の不良不具合や出品票の記入事項が相違の場合は、オークション開催日を含め5日間とします。

③オークション出品票の記載事項相違であっても車検証のみで確認が可能事項については JU 福井より書類発送後5日以内とします。

上記1項から3項についての一覧表は別紙に定めるものとし、落札車輜の機能機構不良・不具合が発生したクレームに対し JU 福井が出品店に減額請求できる。但

し、JU 福井がクレームとして受理できないと判断した場合を除く。

第 7 条（クレーム免責及び非対象の事項）

JU 福井は現車オークションです。『下見による現車確認』で確認できる箇所についてはノークレームとします。また、以下に該当する事項はクレーム事由について売買契約解除、代金減額請求を JU 福井は認めないものとする。

- ①クレーム申し立て中に第三者に転売及び他のオークションに出品し成約した場合。
- ②クレーム申し立て前または申し立て中に JU 福井に許可なく修理加修を行った場合。
- ③クレーム申し立てから 3 日以上経過し、かつ申し立て者より何らの経過連絡が無い場合。
- ④落札車輦代金が 20 万円以下の車輦の不具合箇所等。但し、エンジン・ミッション・デフについて、走行に大きく支障をきたす場合 AA 委員会の裁定によりクレーム対象となる場合がある。
- ⑤初年度登録から 10 年以上経過又は、走行距離が 10 万 km 以上（走行不明車含む）における機能機構不良。但し、JU 福井が大きな瑕疵と判断する場合はこの限りではない。
- ⑥初年度登録より 5 年以上経過した電装品の不良。但し、出品申込み票のセールスポイントに記入がある場合には対象。
- ⑦クレーム評価金額が 20,000 円未満の場合。評価金額は JU 福井が常識的に判断したもの。
- ⑧落札車輦を国外へ輸出した場合。但し、法的問題に抵触した場合、JU 福井は合法的な措置で対応する場合がある。
- ⑨輸入車・修復歴車・評価無・についての不具合箇所。但し、出品申込票のセールスポイントに記入項目・エンジン・ミッションの不具合は対象。
- ⑩輸入車については、製造から 10 年経過している場合。但し、JU 福井が大きな瑕疵と判断する場合を除く。
- ⑪再商談成約車輦は不良箇所及び修復歴の発覚があってもノークレームとする。
- ⑫その他 JU 福井が判断する事由の場合

◆上項の場合においても JU 福井が代金減額等の必要があると判断した場合はこの限りではない。

第 8 条（クレーム内容事実確認）

- ①JU 福井の検査員及び事務局職員の出張確認。
- ②他県中商連組織の検査員及び事務局の出張確認。
- ③JU 福井会場又は事務局へ車輦を引き取っての確認。
- ④その他 JU 福井が信頼するにたりると認めた機関（ディーラー等）の確認。
- ⑤事実の確認に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は出品店の負担とし、

事実でなかった場合は落札店の負担とする。

第 9 条（当該車輛部品供給）

クレーム処理が現品支給となった場合、その送料等は出品店の負担とする。原則としてクレーム部品及び後日渡しの部品は出品店より落札店に直送するものとする。何らかの理由で J U 福井より送付する場合は下記の送料を徴収する。

タイヤ 1 本	5,400 円	大きい部品	21,600 円
マフラー	21,600 円	小さい部品	5,400 円
足回り等部品	10,800 円		

第 10 条（規約改正権及び規定順守義務）

JU 福井は、本規約を実施しオークションの迅速・公平な運営を実現するためにこの規約を定めるが、この規約に改正が必要と判断した場合、JU 福井は規約改正をすることができる。また、会員はこの規約及び改正後の規約・細則を遵守する義務を負う。

第9章 手数料細則

第 1 条 (AA 手数料)

会員は車輛出品、落札において本規定が定める手数料を JU 福井に支払わなければならない

第 2 条 (手数料の種類)

手数料は出品料・成約料・落札料を基本とします。

第 3 条 (基本手数料金額) ※消費税込

第 4 条 (出品取り消し)

出品受付後の出品取り消しの場合は、出品手数料は原則として徴収します。

第 5 条 (手数料変更)

記念オークション、又は新規にコーナー増設や特別開催等で行う場合には、各基本手数料を別に定め公示のうえ手数料を徴収する場合がある。

第 6 条 (出品車ペナルティー)

①バッテリー上がりはペナルティー1,000 円を徴収する。

②ガス欠車はペナルティーとして 1,000 円を徴収する。(搬入時・搬出時)

第 10 章 搬入搬出規定

第 1 条 (搬入時間)

前日出品搬入・・・・・・開催日前日の午前9時より午後5時まで

※季節・記念オークション、又は新規にコーナー増設や特別開催等で、時間等が変更や制限される場合には、事前に公示して変更・制限する場合がある。

第 2 条 (搬入方法)

①正確に明記した出品申込書を搬入車のダッシュボードにのせ、各コーナーの搬入待機場又は事務局・警備員の指定する場所へ鍵をつけたまま並べること。尚、搬入された車輦の中に出品申込書が入っていない場合は、出品店に通告することなく出品を取り消す場合がある。

②各希望コーナーへの車輦搬入は、出品コーナー規定に付属するものとし時間外の場合や当該車輦が各コーナーへの規定を満たさない場合は、JU 福井の判断でコーナーを変更する場合がある。

第 3 条 (搬出期限)

①搬出期限はオークション開催日より4日間とする。尚、JU 福井に何も連絡も無く車両を放置し、会場より搬出しない場合は1日当たり1台3,000円の延滞駐車料金を徴収する。

第 4 条 (搬出時の注意事項)

①搬出後または搬出期限後の内外装のキズ・損傷・盗難・天災等の責任は一切負わないものとする。

②オークション当日の車輦の移動並びに搬出はオークション終了後とする。

③JU 福井AA会場より自走し走行不能となった場合は一切ノークレームとする。

第 5 条 (放置車輦の処理について)

JU 福井駐車場に出品の意志のない車輦、前項規定によって搬出された車輦等が長期間放置又は残留している場合は残留車とみなし以下の処理をする。

①所有者に対して引取りを要請する。

②取引のない場合は、当該車輦の所有者はその所有権を放棄したものとみなす。

③再三の引取り要請に関わらず引取りがない場合は、JU 福井にて解体処分する。

※尚、JU 福井にて解体処分する場合は前使用者を割り出し、当該車輦の処理代金1台20,000円と駐車期間の駐車料金1日3,000円を請求する。

第 1 1 章 車輜検査

第 1 条 (目 的)

JU 福井は出品車輜評価基準を保持し、オークション取引環境を公正公平に維持するために車輜検査基準を定め評価するものとし、その評価を参考にして取引に参加するものである。

第 2 条 (出品店義務)

出品車は出品に先立ち、その品質・性能・瑕疵箇所について誠実に申告しなければならない。

第 3 条 (検 査)

JU 福井に出品するすべての車輜評価は、出品車の申告内容等を理解しながら時間的制限内において一定の検査を行い評価基準に従って参考評価を付与する。

第 4 条 (品質基準)

JU 福井の品質基準は別に定める中商連オートオークション検査基準に順ずる。
JU 福井の車輜評価基準は、別に定めるものとする。

即落サポート利用規約

この規約は、J U福井における即落サポート利用に関する細則を定めるものであり、利用会員は下記の規程を遵守しなければならない。

1.利用及び利用制限

- ① J U福井AA会員は即落サポートサービスを利用することができ、当サービスにおける全ての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなし、中商連オートオークション統一ルール及びJ U福井オークション規約を適用します。

※即落サポートで成約されなかった車輛は、次回AAに自動出品とする。

- ② J U福井AA会員を脱会された場合は、同時に利用が出来なくなります。

2.利用料金

- ① 出品登録料 : 無料
- ② 成約手数料 : 15,000円(税別) / 1台あたり
- ③ 落札手数料 : 15,000円(税別) / 1台あたり

3.出品公開期間

- ①出品公開期間は以下の通りとし、以降は自動的に消去します。

公開期間：火曜日開催セリ終了後～月曜日17:00まで

4.出品登録

- ①出品登録を希望される出品店様は、所定の申込書に必要事項を記入の上、J U福井事務局にお申込みください。
- ②出品登録車輛を取消しされる場合(他で販売される等)及び内容を変更する場合は、速やかにJ U福井事務局へ連絡してください。なお一旦登録した内容の変更及び取消をした車輛を再登録することは出来ません。
- ③出品登録中は、その他オークションや店頭小売等での販売は、二重売りになりますのでお止め下さい。(二重売りに関するトラブルは全て出品店責任としJ U福井は一切の責任を負いません。)
- ④出品車輛の売買成立は、落札店がJ Uナビ画面上にて落札認証ボタンを押した時点とします。なお、出品店様へは成約通知を電話にてご連絡いたします。

5.キャンセル（都合キャンセル）

①都合キャンセルについては、出品店・落札店双方とも売買成立日より会場翌営業日の正午（午後12：00）まで受付けます。

②キャンセル費用については下記のとおりとなります。

都合によるキャンセル ペナルティ5万円+出品料+成約料+落札料

6.クレーム

①クレーム期限は成約日を含む5日目の午後5：00迄とします。

7.落札車両の搬出

①落札車両の搬出期限は落札日を含む4日目の午後5：00迄とし、搬出可能時間は事務局営業時間の午前9：00～午後5：00迄とします。

②落札車両の引渡しは、J U福井事務局にて落札車両代金（手数料含む）の入金確認後となります。J U福井会員については、J U福井での搬出条件を適用します。

8.書類について

①書類の提出期限は成約日を含む10日間、午後5：00迄とします。

②出品車両の名変書類有効期限は、翌月末までであるものとします。（名変期限付きでの出品はできませんのでご注意ください。）

9.その他

①下見代行は下記の曜日及び時間帯にて受付けております。

・水・木曜日（9：00～17：00） 金曜日（9：00～16：00）

②成約に至らなかった車両は、次回オークションに自動再出品とします。